

平成二十八年内閣府令第六号

不当景品類及び不当表示防止法施行規則

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条第一項、第六条第一項、第八条第二項、第九条、第十条第一項、第三項、第四項、第五項第三号及び第六項、第十一項、第十二項、第二十一条、第三十一条第一項及び第四項並びに第三十四条第一項の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この府令において使用する用語は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（公聴会の公告）

第二条 消費者庁長官は、法第三条第一項及び第六条第一項の規定による公聴会を開こうとするときは、その期日の十四日前までに、公聴会の期日及び場所、案件の内容並びに意見申出要領を官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告しなければならない。

（公述人の選定）

第三条 公聴会において意見を述べることができる者は、前条の規定により意見を申し出た者のうちから消費者庁長官が選定し、本人にその旨を通知する。

（公述の依頼）

第四条 消費者庁長官は、必要があると認めるときは、学識経験者又は関係行政機関の職員に公聴会において意見を述べさせることを求めることができる。

（公聴会の実施）

第五条 公聴会は、消費者庁長官が指定する消費者庁の職員に主宰させることができる。

2 前項の規定により公聴会を主宰した職員は、次条各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、消費者庁長官に提出するものとする。

（公聴会の記録）

第六条 消費者庁長官は、公聴会について、次に掲げる事項を記載した記録を作成するものとする。

- 一 案件の内容
- 二 公聴会の期日及び場所
- 三 公聴会において意見を述べた者の氏名、住所及び職業（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びにその意見の要旨
- 四 その他必要な事項

（法第七条第二項等の規定による資料の提出要求の手続）

第七条 消費者庁長官は、法第七条第二項又は第八条第三項の規定に基づき資料の提出を求める場合は、次に掲げる事項を記載した文書を交付して、これを行うものとする。

- 一 事業者の氏名又は名称
- 二 資料の提出を求めらるる表示
- 三 資料を提出すべき期限及び場所

2 法第七条第二項及び第八条第三項に規定する期間は、前項の文書を交付した日から十五日を経過する日までの期間とする。ただし、事業者が当該期間内に資料を提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

（法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置）

第八条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、課徴金対象行為に係る表示が同条第一項ただし書各号のいずれかに該当することを時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消する相当な方法により一般消費者に周知する措置とする。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法）

第九条 法第九条の規定による報告をしようとする者は、様式第一による報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を、次に掲げるいずれかの方法により、消費者庁長官に提出しなければならない。

- 一 直接持参する方法
- 二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。第三項において「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは

同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第九項に規定する信書便の役員であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三 電磁的記録を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下「電磁的方法」という。）

2 前項の報告書には、課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を添付するものとする。

3 第一項第二号に掲げる方法により同項に規定する報告書が提出された場合において、当該報告書を日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む。郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この項において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その表示がなされたときはその表示が明瞭でないときはその郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日の午後十二時に、当該報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

4 第一項第三号の方法により同項に規定する電磁的記録が送信された場合は、消費者庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、同項に規定する報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

（実施予定返金措置計画の認定の申請の方法）

第十条 法第十条第一項の規定により実施予定返金措置計画の認定を受けようとする者（次条第一項第二号及び第四号において「申請者」という。）は、様式第二による申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

- 一 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項を示す資料
- 二 実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法を証する資料
- 三 その他法第十条第一項の認定をするため参考となるべき事項を記載した資料

（法第十条第三項に規定する内閣府令で定める事項）

第十一条 法第十条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十条第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置（次項において「認定申請前の返金措置」という。）の対象となつた者の氏名又は名称
- 二 前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあつては、当該前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）
- 三 第一号に規定する者から法第十条第一項に規定する申出があつたこと
- 四 第一号に規定する者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（申請者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあつては、令第五条で定める方法により算定した購入額）及び当該購入額に百分の三を乗じて得た額
- 五 第一号に規定する者に対して金銭を交付した日
- 六 第一号に規定する者に対して交付した金銭の額及び計算方法
- 七 第一号に規定する者に対する金銭の交付方法
- 八 その他参考となるべき事項

2 前項各号に掲げる事項を前条第一項の申請書に記載する場合には、当該申請書には、認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を添付するものとする。

（法第十条第四項の規定による報告の方法）

第十二条 法第十条第四項の規定による報告をしようとする者（次項第二号及び第四号において「申請後認定前報告者」という。）は、様式第三による報告書（当該報告書に記載すべき事項を

記載するものとする。）を、次に掲げる方法により消費者庁長官に提出するものとする。

記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 法第十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十条第一項の認定の申請後これに対する処分を受けるまでの間に実施した返金措置（第八号及び次項において「申請後認定前の返金措置」という。）の対象となつた者の氏名又は名称

二 前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請後認定前報告者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあっては、当該前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）

三 第一号に規定する者からの法第十条第一項に規定する申出があつたこと。

四 第一号に規定する者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（申請後認定前報告者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあっては、令第五条で定める方法により算定した購入額）及び当該購入額に百分の三を乗じて得た額

五 第一号に規定する者に対して金銭を交付した日

六 第一号に規定する者に対して交付した金銭の額及び計算方法

七 第一号に規定する者に対する金銭の交付方法

八 申請後認定前の返金措置に要した資金の額及びその調達方法

九 その他参考となるべき事項

3 第一項の報告書には、申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料及び当該返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料を添付するものとする。

（法第十条第五項第三号に規定する内閣府令で定める期間）

第十三条 法第十条第五項第三号に規定する内閣府令で定める期間は、法第十五条第一項の規定による通知を受けた者が、第十条第一項の申請書と併せて提出した日から四月を経過する日（法第十条第七項において準用する場合

にあつては、第十条第一項の申請書に記載された実施予定返金措置計画の実施期間の末日から一月を経過する日）までの期間とする。

（認定実施予定返金措置計画の変更に係る認定の申請の方法）

第十四条 法第十条第六項の規定により認定実施予定返金措置計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、様式第四による申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第十条第九項の規定による認定の通知に係る資料の写しその他同条第六項の認定をするため参考となるべき事項を記載又は記録した資料を添付するものとする。

（認定実施予定返金措置計画の実施結果の報告の方法）

第十五条 法第十一条第一項の規定による報告をしようとする者は、様式第五による報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

一 法第十条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画（同条第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次号及び次条において同じ。）に適合して実施されたことを証する資料

二 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料

三 法第十条第一項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料（法第十一条第二項に規定する内閣府令で定める金銭の額の計算）

第十六条 法第十一条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次項に定める場合を除き、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 認定事業者が実施した認定実施予定返金措置計画に係る返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に法第十条第三項に規定する事項が記載若しくは記録されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合に

あつては、当該記載若しくは記録又は報告に係る返金措置を含む。次号及び次項において同じ。）において交付された金銭の額が当該返金措置の対象となつた者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（法第十一条第一項の規定による報告をした者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあっては、令第五条で定める方法により算定した購入額。以下「特定購入額」という。）に相当する額を上回ること。当該特定購入額に相当する額

二 認定事業者が実施した認定実施予定返金措置計画に係る返金措置において交付された金銭の額が特定購入額に相当する額以下であるとき。当該返金措置において交付された金銭の額

2 法第十二条第四項の場合において、特定事業承継子会社等が二以上あるときであつて、そのうち二以上の特定事業承継子会社等が法第十一条第一項の規定により認定実施予定返金措置計画に係る返金措置（以下この項において「二以上子会社等実施返金措置」という。）の結果を報告し、消費者庁長官が同条第二項の規定により当該二以上子会社等実施返金措置が当該二以上の特定事業承継子会社等に係る認定実施予定返金措置計画にそれぞれ適合して実施されたことを認めるときは、当該二以上の特定事業承継子会社等について同項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 当該二以上子会社等実施返金措置の対象となつた者が同一である場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ 当該二以上子会社等実施返金措置（令第十三条の規定により当該特定事業承継子会社等が行つたこととみなされる返金措置を除く。）において交付された金銭の額の合計額に同条の規定により当該特定事業承継子会社等が行つたこととみなされる返金措置において交付された金銭の額（当該返金措置がない場合にあっては零）を加えた額（ロにおいて「特定交付額」という。）が特定購入額に相当する額を上回るとき。当該特定購入額に相当する額

ロ イに該当しないとき。特定交付額に相当する額

二 前号に該当しない場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ 当該二以上子会社等実施返金措置において交付された金銭の額が特定購入額に相当する額を上回るとき。当該特定購入額に相当する額

ロ イに該当しないとき。当該二以上子会社等実施返金措置において交付された金銭の額が特定購入額に相当する額を上回るとき。当該特定購入額に相当する額

イ 当該二以上子会社等実施返金措置（令第十三条の規定により当該特定事業承継子会社等が行つたこととみなされる返金措置を除く。）において交付された金銭の額の合計額に同条の規定により当該特定事業承継子会社等が行つたこととみなされる返金措置において交付された金銭の額（当該返金措置がない場合にあっては零）を加えた額（ロにおいて「特定交付額」という。）が特定購入額に相当する額を上回るとき。当該特定購入額に相当する額

二 前号に該当しない場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ 当該二以上子会社等実施返金措置において交付された金銭の額が特定購入額に相当する額を上回るとき。当該特定購入額に相当する額

ロ イに該当しないとき。当該二以上子会社等実施返金措置において交付された金銭の額

（法第十二条第四項の場合において特定事業承継子会社等が二以上あるときの課徴金の額の減額の特例）

第十七条 法第十二条第四項の場合において、特定事業承継子会社等が二以上あるときであつて、そのうち二以上の特定事業承継子会社等について法第十一条第二項の規定により課徴金の額から前条の規定により計算した額を減額するときは、当該二以上の特定事業承継子会社等を除く特定事業承継子会社等（次項において「特例特定事業承継子会社等」という。）に係る法第八条第一項及び第九条の規定により計算した課徴金の額から前条の規定により計算した額を減額するものとする。この場合において、当該減額後の額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

2 消費者庁長官は、前項の規定により計算した特例特定事業承継子会社等に係る課徴金の額が一万円未満となつたときは、法第八条第一項の規定にかかわらず、特例特定事業承継子会社等に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、消費者庁長官は、速やかに、当該特例特定事業承継子会社等に対し、文書をもってその旨を通知するものとする。

第十八条 法第十八条第一項の督促状は、課徴金の納付の督促を受ける者に送達しなければならない。

第十九条 法第十八条第二項の規定により延滞金を併せて徴収する場合において、事業者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。

第十九条 法第十八条第二項の規定により延滞金を併せて徴収する場合において、事業者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。

(課徴金納付命令の執行の命令の方式等)
第二十条 法第十九条第一項の規定による課徴金納付命令の執行の命令は、文書をもって行わなければならない。

2 前項の命令書の謄本は、課徴金納付命令の執行を受ける者に送達しなければならない。
 (身分を示す証明書)

第二十一条 法第二十九条第二項の身分を示す証明書は、様式第六によるものとする。

(協定又は規約の認定の申請)
第二十二条 法第三十一条第一項の規定により協定又は規約の認定を受けようとするものは、様式第七による協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通を、公正取引委員会又は消費者庁長官のいずれかに提出しなければならない。

2 前項に規定するものは、同項の規定による書類の提出に代えて、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該同項に規定するものは、当該書類を提出したものとみなす。
 (協定又は規約に関する処分)の告示
第二十三条 法第三十一条第四項の規定による協定又は規約の認定の告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

- 一 認定があつた旨
 - 二 当該協定又は規約に係る事業の種類
 - 三 当該協定又は規約の内容
 - 四 認定の理由
- 2 法第三十一条第四項の規定による協定又は規約の認定の取消しの告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

- 一 取消しがあつた旨
 - 二 当該協定又は規約に係る事業の種類
 - 三 取消しの理由
- (通知を受けるべき者の届出)
第二十四条 協定又は規約の認定を受けたものは、当該認定に係る事項について通知を受けるべき者の住所及び氏名を公正取引委員会又は消費者庁長官のいずれかに届け出なければならない。

(公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する資料の作成)
第二十五条 この府令の規定により公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する資料は、日本語で作成するものとする。

附則

(施行期日)
 1 この府令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百十八号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する内閣府令等の廃止)
 2 次に掲げる府令は、廃止する。

- 一 不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する内閣府令(昭和三十七年公正取引委員会規則第一二二号)
- 二 不当景品類及び不当表示防止法第十一条の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令(昭和三十七年公正取引委員会規則第四号)
- 三 不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の規定による資料の提出要求の手續に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第五十一号)
- 四 不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の手続に関する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令(平成二十一年内閣府令第五十三号)

(経過措置)
 3 この府令の施行前に不当景品類及び不当表示防止法第十一条の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令第一条の規定により提出された協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通は、第二十二條の規定により提出されたものとみなす。

附則 (令和元年六月二十八日内閣府令第一七号)抄
 (施行期日)
第一条 この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年二月二十八日内閣府令第八七号)
 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年三月一四日内閣府令第一六号)
 この府令は、公布の日から施行する。

様式第一(第9条関係)

様式第二(第10条関係)

様式第二(第10条関係) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第118号)第10条第1項第1号の施行期日に基づき、下記の府令について廃止を受ける旨の告示を申請します。

1 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第118号)第10条第1項第1号の施行期日に基づき、下記の府令について廃止を受ける旨の告示を申請します。

1 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第118号)第10条第1項第1号の施行期日に基づき、下記の府令について廃止を受ける旨の告示を申請します。

2 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第118号)第10条第1項第1号の施行期日に基づき、下記の府令について廃止を受ける旨の告示を申請します。

3 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第118号)第10条第1項第1号の施行期日に基づき、下記の府令について廃止を受ける旨の告示を申請します。

項目	自己提出	緊急申請提出	その他	合計
申請書(1通)				—
申請書(2通)				—
備考				—

4 その他

5 添付資料

表2のとおり。

項目	添付資料の種類	資料の内容及範囲	備考

- （本欄に一般的な注意事項）
- 1 代辦人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代辦人による報告である旨及び代辦人の氏名を記載する。申請書においては、必ず事件を記載する。
- 2 記載事項について書面資料がない場合は、記載事項に記載する。
- 3 本申請書には写真等を添付する。
- 4 欄外に別途添付資料は、法第 15 条第 4 項の規定による通知に記載された申請書の提出期限までに添付する旨を記載する。
- 5 用紙の大きさは日本縦書き用紙 A 4 とする。

様式第三（第 12 条関係） 申請後認定前の証券簿に関する事項の報告書

請求者氏名 姓 名 月 日

請求者住所 都 市 区 町 丁目 番 号 住 宅 用 途 別

請求者電話番号

請求者役職

請求者印

本証券簿及び不特定多数の債権者（国庫引当金簿簿主（法第 15 条第 4 項の規定に基き、下記のとおり。但し、第 1 項 1 号に該当する場合は証券簿簿主の届出の申請に基き、届出の申請に基き、届出の申請に基き）に発行した証券簿（本報告書において「申請後認定前の証券簿」という。）に関する事項を報告し、

- 1 申請後認定前の証券簿に関する事項 表 1 のとおり。

証券番号	証券種類	種類	額	発行日	交付場所	証券簿簿主	交付場所

- 2 申請後認定前の証券簿の発給に要した資金の額及びその調達方法 表 2 のとおり。

(表 2)

証券種類	自己資金	証券簿簿主からの資金	その他	合計
証券簿簿主				
債権者				
合計				

- 3 添付資料 (1) 申請後認定前の証券簿を発給したことを証明する資料 表 3 のとおり。

(表 3)

証券番号	添付資料の種類	添付する事項	備考

- (2) 申請後認定前の証券簿の発給に要した資金の調達方法を証明する資料 表 4 のとおり。

(表 4)

証券番号	添付資料の種類	添付する事項	備考

(記載事項)

- 1 申請後認定前の証券簿に関する事項 表 1 に、申請後認定前の証券簿に関する事項を記載する。なお、以下の (1) から (10) までに記載する。 (1) 申請後認定前の証券簿に関する事項を申請後認定前の証券簿の発給となつたことに記載する。 (2) 「証券種類」には、当該申請後認定前の証券簿の発給となつた証券の種類を記載する。 (3) 「証券番号」には、当該申請後認定前の証券簿の発給となつた証券の証券番号を記載する。 (4) 「発行日」には、当該申請後認定前の証券簿の発給となつた証券の発行日を記載する。 (5) 「発行場所」には、当該申請後認定前の証券簿の発給となつた証券の発行場所を記載する。 (6) 「証券簿簿主」には、当該申請後認定前の証券簿の発給となつた証券の証券簿簿主を記載する。 (7) 「交付場所」には、当該申請後認定前の証券簿の発給となつた証券の交付場所を記載する。 (8) 「証券種類」には、当該申請後認定前の証券簿の発給となつた証券の種類を記載する。 (9) 「証券番号」には、当該申請後認定前の証券簿の発給となつた証券の証券番号を記載する。 (10) 「交付場所」には、当該申請後認定前の証券簿の発給となつた証券の交付場所を記載する。
- 2 申請後認定前の証券簿の発給に要した資金の額及びその調達方法 表 2 に、申請後認定前の証券簿の発給に要した資金の額及びその調達方法を記載する。なお、表 2 の「自己資金」には、当該申請後認定前の証券簿の発給に要した資金のうち、当該申請者（申請後認定前の証券簿の発給に要した資金の額）からの資金を記載する。 (1) 「証券簿簿主からの資金」には、当該申請後認定前の証券簿の発給に要した資金のうち、証券簿簿主からの資金を記載する。 (2) 「債権者からの資金」には、当該申請後認定前の証券簿の発給に要した資金のうち、債権者からの資金を記載する。

- 3 認行資料
- ①申請後認定前の取組状況を記載したことを証する資料及び②申請後認定前の取組状況の実態に基いた取組の調査方法を証する資料は、事務局等に送付する。当該取組以外の取組が記載されている資料については、事務局の判断で必要に応じて提出が求められる。
- (1) ①申請後認定前の取組状況を記載したことを証する資料
- 上記①の資料を送付するに当たっては、第12条、第13条の取組状況に関する事項を記載する。ただし、送付する資料の取組状況は、第12条第1項第1号の取組状況に関する事項を記載する。
- ア 「送付する資料」には、第12条第1項第1号の取組状況に関する事項を記載する。
- イ 申請後認定前の取組状況の取組となる特定の取組につき複数の認行資料がある場合には、認行資料ごとに取組状況を併せて送付する。ただし、特定の取組を複数記載する場合は、認行資料の取組状況を併せて送付する。例えば、資料A及び資料Bを併せて送付する場合には「取組別」を明示し、資料A及び資料Bを併せて送付する。
- ウ 「認行資料」には、第12条第1項第1号の取組状況に関する事項を記載する。
- エ 申請後認定前の取組状況の取組となる特定の取組につき複数の認行資料がある場合には、認行資料ごとに取組状況を併せて送付する。ただし、特定の取組を複数記載する場合は、認行資料の取組状況を併せて送付する。例えば、資料A及び資料Bを併せて送付する場合には「取組別」を明示し、資料A及び資料Bを併せて送付する。
- オ 「送付する資料」には、第12条第1項第1号の取組状況に関する事項を記載する。
- カ 「送付する資料」には、第12条第1項第1号の取組状況に関する事項を記載する。
- (2) ②申請後認定前の取組状況の実態に関する取組の調査方法を証する資料
- 上記②の資料を送付するに当たっては、第12条、第13条の取組状況に関する事項を記載する。
- (6) その他一般的な注意事項
- 1 氏名に2以上の申請者名を記載する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を送付する。
 - 2 記載事項について虚偽の記載を行った場合は、認定後に記載する。
 - 3 本申請書には取組状況を記載する。
 - 4 本申請書は、申請後認定前の取組状況を記載したものと見做す。事務局が併せて提出する。
 - 5 用紙の大きさは日本規格規格A4とする。

様式第四 (第14条関係)

様式第四 (第14条関係) 認定後認定前取組状況の実態調査申請書

申請者住所 郵便番号 年 月 日

代表者住所 郵便番号 年 月 日

代表者氏名 代表者の職名及び氏名

代表者住所 郵便番号

代表者住所 (郵便番号) 代表者の職名及び氏名

電話番号

年 月 日付付で認定された申請者取組状況調査申請書(第14条)第1項第1号の取組状況の実態調査及び取組状況の調査方法を証する資料(第14条)第1項第2号の取組状況の実態調査の申請を行います。

取組状況

- 1 認定事項
- 2 認定事項の内容
- 3 認定理由
- 4 認行資料

以上

- (記載事項)
- 1 認定事項
 - 2 認定事項の内容
 - 3 認定理由
 - 4 認行資料
- (6) その他一般的な注意事項
- 1 氏名に2以上の申請者名を記載する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を送付する。
 - 2 記載事項について虚偽の記載を行った場合は、認定後に記載する。
 - 3 本申請書には取組状況を記載する。
 - 4 本申請書は、認定後認定前取組状況調査に記載された取組状況の併せて送付する申請者住所及び提出する。
 - 5 用紙の大きさは日本規格規格A4とする。

様式第五 (第15条関係)

様式第五 (第15条関係) 認定後認定前取組状況の実態調査申請書

申請者住所 郵便番号 年 月 日

代表者住所 郵便番号 年 月 日

代表者氏名 代表者の職名及び氏名

代表者住所 郵便番号

代表者住所 (郵便番号) 代表者の職名及び氏名

電話番号

年 月 日付付で認定された申請者取組状況調査申請書(第15条)第1項第1号の取組状況の実態調査及び取組状況の調査方法を証する資料(第15条)第1項第2号の取組状況の実態調査の申請を行います。

取組状況

- 1 認定事項

以上

認定事項

認定事項	認定事項	認定事項	認定事項	認定事項	認定事項	認定事項

様式第七（第22条関係）

下掲各品類及び下掲各号の品類第22条第1項の規定による
 鑑定又は契約認定申請書

申請者（会社） 商 号 目 次

公益展示委員会 商 号
 株式会社 商 号
 株式会社 商 号
 株式会社 商 号
 株式会社 商 号
 株式会社 商 号
 株式会社 商 号

下掲各品類及び下掲各号の品類（品類第22条第1項第1号、以下「品」といふ。）第22条第1項の規定
 による品類の鑑定又は契約認定申請書を作成し、提出する。

記

1 当該鑑定又は契約認定申請書（以下「申請書」といふ。）第22条第1項の規定
 による品類の鑑定又は契約認定申請書を作成し、提出する。

2 当該鑑定又は契約認定申請書（以下「申請書」といふ。）第22条第1項の規定
 による品類の鑑定又は契約認定申請書を作成し、提出する。

以上

附1 鑑定又は契約認定申請書を作成し、提出する品類の品名、その品類（鑑定申請書）に規定の品名とは、その
 品名を記載する品名とする。

附2 鑑定又は契約認定申請書を作成し、提出する品類の品名、その品類（鑑定申請書）に規定の品名とは、その
 品名を記載する品名とする。また、品名に記載する品名は、鑑定又は契約認定申請書の第22条第1項の規定
 による品類の品名とする品名とする。

（注）品名の記載、品、品名等の品名は、鑑定又は契約認定申請書の品名に記載する品名とする。

（注）品名の記載、品、品名等の品名は、鑑定又は契約認定申請書の品名に記載する品名とする。

（注）品名の記載、品、品名等の品名は、鑑定又は契約認定申請書の品名に記載する品名とする。